

諮 問 事 項 1

『宮城県仙台市に所在する普通財産を、宮城県に対し、学校用地として時価売払することについて』

1. 対象財産

(1) 所在地

宮城県仙台市青葉区角五郎2丁目235番3

(2) 区分・数量

土地(宅地) 6,202.29㎡

(3) 財産の沿革

本件財産は、財務省所管行政財産(税務大学校仙台研修所)として使用されてきたものであるが、平成26年10月24日付をもって、東北財務局が引受けたものである。

(4) 位置・環境

本件財産は、JR仙台駅の北西約3.2kmに位置し、戸建住宅や共同住宅が建ち並ぶ住宅地区となっている。

2. 相手方

宮城県

3. 利用計画

学校(グラウンド)用地(宮城県宮城第一高等学校)

4. 処理方針

時価売払

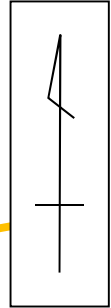
5. 適用法令

国有財産法第20条

会計法第29条の3第5項

予算決算及び会計令第99条第21号

案内図



凡例

 対象財産